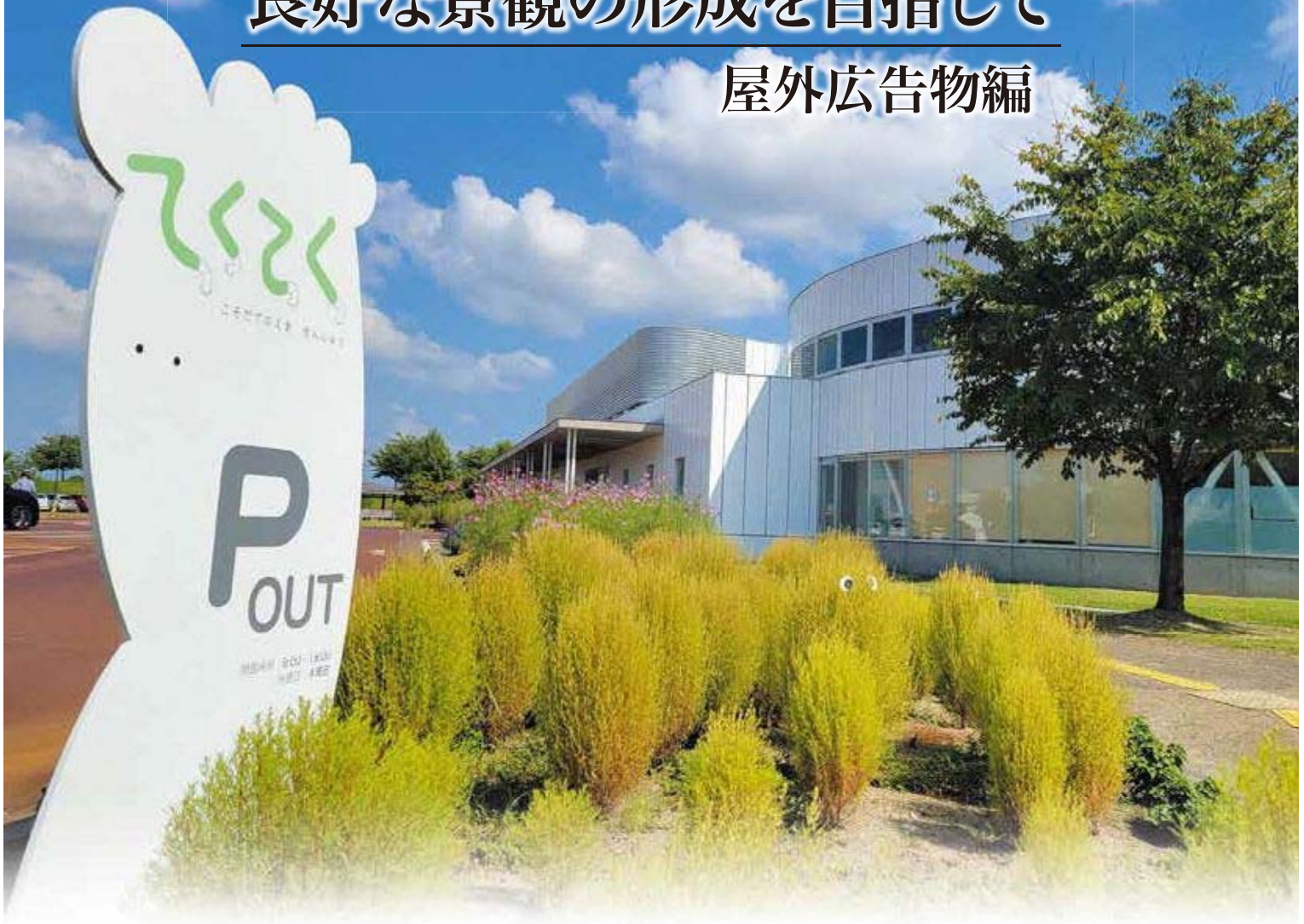


良好な景観の形成を目指して

屋外広告物編



子育ての駅 千秋「てくてく」

お知らせ

令和5年4月1日～

屋外広告物に係る手続きの窓口が変わります

新しい窓口 長岡市 都市整備部 都市政策課 都市政策班

お問い合わせ 940-0062

新潟県長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 8 階

TEL 0258-39-2225 FAX 0258-39-2270

E-mail toshisei@city.nagaoka.lg.jp

屋外広告物のルールを守り、美しく心地のよい景観を次世代へ

屋外広告物とは…

壁面広告や野立広告板など、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもののことです。

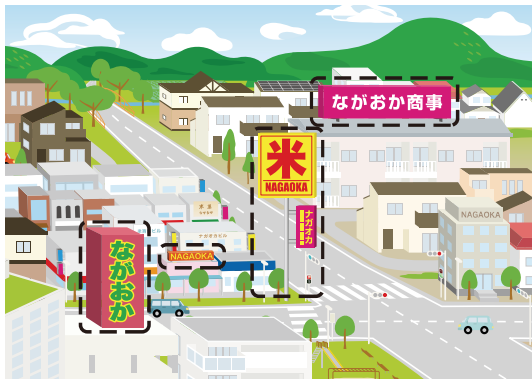
屋外広告物は、情報の提供ツールとして活躍するほか、街の活気やにぎわいを演出する効果がありますが、時として、街なみの景観や自然の美しさを損ねる恐れがあります。

このため、“景観を形成する重要な構成要素の一つ”であると認識し、表示・設置の許可基準の遵守と併せて、景観にも十分に配慮された計画となるよう、ご協力をお願いします。

長岡市が目指す美しい屋外広告物とは

長岡市内に屋外広告物を設置する際には、新潟県屋外広告物条例で定める「許可基準」及び、長岡市景観条例で定める「景観形成基準」を守らなければなりません。

	表示・設置に関する許可基準	景観的観点から誘導する基準
根拠法令	新潟県屋外広告物条例	長岡市景観条例
目的	屋外広告物法に基づく、良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止 公衆の安全に関する規制	景観法に基づく、景観に悪影響を与える行為の抑制 良好な景観形成に関する景観誘導
制度など	<ul style="list-style-type: none"> ○制度：設置の許可申請 ○対象：許可地域又は禁止地域 ○手数料：あり ○更新手続：あり(3年以内) ○その他：罰則等あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度：行為の届出 ○対象：長岡市全域 ○手数料：なし ○更新手続：なし ○その他：罰則等あり



- 広告物の彩度が周囲の建物と比較して非常に高い。
- 広告物が山なみへの視線を遮る高さとなっている。

【長岡市の目指す景観イメージ】



- 広告物の彩度を抑え、周囲の建物と合わせている。
- 広告物の高さを抑え、周辺景観への眺望に配慮している。

屋外広告物のルール【県条例と市条例の関係】

具体的な景観形成基準は、長岡市における広告景観ガイドラインで定められており、景観区分ごとで異なります。

県条例の許可基準と市条例の景観形成基準のどちらも定められている項目は、より厳しい基準を遵守ください。(以下、例1、2参照)

景観区分(市条例で指定)

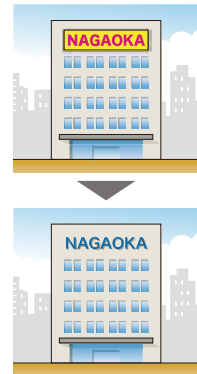
- ①自然・田園・集落景観
- ②住宅地景観
- ③工業地景観
- ④商業地・業務地景観

例1 壁面広告※1 <景観区分:住宅地景観の場合>

項目	基準の有無※2		基準の内容※2
	許可基準	景観基準	
表示面積	○	◎	1壁面当たり合計20㎡以下かつ当該壁面の1/5以下
色彩	—	◎	マンセル値における彩度8以下
その他	◎	—	壁面の端から突き出さないもの 窓又は開口部をふさがないもの 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの

※1:適用除外となる自家用広告物などの基準は、下記の【屋外広告物のしおり】をご確認ください。

※2:基準があるものを◎又は○とし、より守っていただきたい方を◎で表示して、その基準の内容を示しています。



例2 野立広告板(自家用広告物)※1 <景観区分:商業地・業務地景観の場合>

項目	基準の有無※2		基準の内容※2
	許可基準	景観基準	
位置	◎	—	一般国道・主要地方道・鉄道等の敷地から2m以上 (用途地域、家屋連たん区域を除く。)
表示面積	○	◎	1面当たり20㎡以下、合計40㎡以下
高さ	—	◎	地面からの高さ15m以下
色彩	—	◎	マンセル値における赤系及び黄赤系は彩度12以下、 黄系は彩度10以下、その他は彩度8以下
その他	◎	—	交通上の見通し及び道路標識の視認性を妨げないもの 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないもの



詳しい基準等は、各パンフレットをご確認ください。

※手続きの可否に関わらず、配慮すべき事項を遵守してください。

【屋外広告物のしおり】



▲新潟県 HP

屋外広告物の表示
や設置のルールを
まとめています。

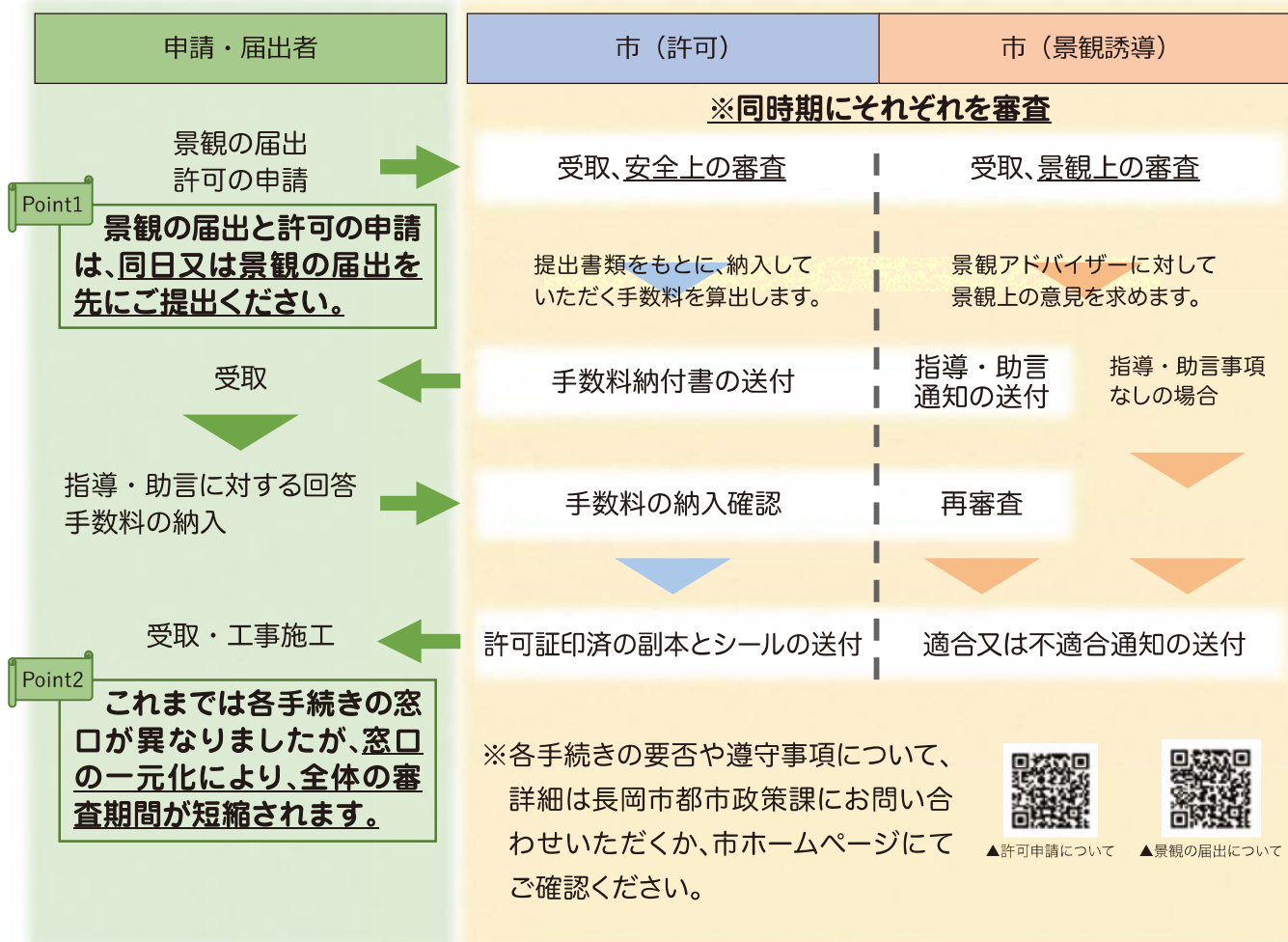
【長岡市における広告景観ガイドライン】



▲長岡市 HP

良好な景観形成の
ために、配慮すべき
意匠や基準をまと
めています。

許可等の手続き



定期的な点検や補修などを行い、広告主の義務として常に良好な状態を保持してください。

屋外広告物の部材の腐食、さび、亀裂などを放置すると、落下し、第三者に危害を及ぼす危険性があります。令和2年度には、長岡市内で屋外広告物が落下し、車が破損する事故が発生しました。

新潟県屋外広告物条例第18条及び第18条の2で、屋外広告物の設置者又は管理者は、定期的な点検や補修などの必要な管理を義務づけられています。補修ができないものは除却するなど、適切な対応をお願いします。



関係法令の遵守をお願いします。

行為の場所や内容によって下記のような関係法令に基づく手続きが必要となりますので、必ず手続きの要否をご確認ください。

農地法

道路法

建築基準法

など

■ 市民のみなさまへ ■

長岡市内に設置されている屋外広告物で、「さびや腐食が酷い」「倒れそうで危険だ」などお気づきの点がありましたら、長岡市都市政策課までご連絡ください。